

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

平成2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

○メンバー

・関係市教育委員会担当者 ・県教育委員会5名 ・県国際協会1名

○連絡協議会(年間1回実施)

・事業の進め方、情報交換、日本語の習得や適応指導等における現状と課題等の交流、「特別の教育課程」による日本語指導の在り方および外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLAの効果的な活用についての協議、効果的な指導方法等の研究成果の共有。

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

・本事業を実施する当該市教育委員会との連携を図り、事業を円滑に進めるために開催した。
 ・県教育委員会が事業の進め方等について指導を行うとともに、情報交換、成果と課題等の交流を行った。また、有識者(大学教授)による帰国・外国人児童生徒教育について助言を受けるなどして、取組の充実を図った。
 ・県教育委員会の外国人児童生徒教育担当指導主事より、本県の帰国・外国人児童生徒等の現状と課題、県内の帰国・外国人児童生徒教育の状況や取組等について説明を行い、現状や課題等について共有、周知することができた。
 ・外国人児童生徒等への支援や普段困っていること等について、グループ交流を行った。各学校や市町における取組の実践交流や課題等について交流し、共有することができた。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

・本事業を活用している6市2町において、それぞれ指導体制の構築を図った。また、県として、日本語指導が必要な児童生徒に対して、「特別の教育課程」による指導の実現が行えるよう、対象児童生徒数に応じた教員を適切に配置することで、県内に支援が行き届く体制の整備を行った。

・県内の外国人児童生徒担当教員(教員加配・基礎定数による教員)の協議会をもつことにより、地域の中核を担う担当教員の自覚を促し、研修の成果を域内の小・中学校および義務教育学校へ広めるよう指導を行った。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・連絡協議会において、大学教授から「特別の教育課程」についてお話をいただき、理解を深めた。また、県教育委員会の担当者による説明において、「特別の教育課程」の実施には「個別の指導計画」の作成が必要であることや、設置管理者に対して各学校の「個別の指導計画」の作成と管理を求めた。

・「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況調査を行い、各校の学校における実施状況の把握に努めた。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・対象児童生徒の在籍が少なく、支援員対応が難しい市町に対する支援として、母語支援員(ポルトガル語)の派遣を行った。

(10) ICTを活用した教育・支援

・スペイン語の母語支援員が、ポルトガル語の支援が必要な児童生徒との意思の疎通を行う際に、自動翻訳機を活用し支援を行った。

(12) 成果の普及

・連絡協議会で県内の帰国・外国人児童生徒の現状と、日本語指導が必要な児童生徒に対する取組や成果について周知を図った。また、本事業を活用している市町以外の担当者の参加もあり、グループ交流の中で、本事業を実施している市町担当者が実践報告等を行うことで、帰国・外国人児童生徒教育の取組や成果を共有し、広めることができた。

・教員を目指す大学生等に対して県内の外国人児童生徒の現状を説明し、DLAや「特別の教育課程」について周知を図った。

(13) その他

・新たにキャリアパスポート(県内全小中学生が活用)のスペイン語とタガログ語の翻訳版を作成し、県内の全市町に送

付した。(中国語、英語、ポルトガル語版はすでに作成、配布済み)

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

<成果>

・各学校や事業実施市町における取組の実践交流や課題等について交流することで、学習支援に向けた母語支援員の派遣や家庭訪問など保護者へのサポート体制、適切な日本語指導教材の選択等の実践を具体的に共有することができ、各学校や各地域での指導や支援の方法を見直すきっかけとすることができた。

<課題>

・外国人児童生徒には、背景の多様化による様々な課題があるため、学校での多文化共生教育の取組が必要であるが実際は担当者が校内で孤立し、悩みを共有することが難しいところがある。担当者どうしがつながり合い、各校内での外国人児童生徒支援を拡充するための手立てを共有する場の設定、共有するための方策が必要である。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

<成果>

・本事業を活用している6市2町において、それぞれ指導体制の構築を図った。また、県として、日本語指導が必要な児童生徒に対して、「特別の教育課程」による指導の実現が行えるよう、対象児童生徒数に応じた教員を適切に配置することで、県内に支援が行き届く体制の整備を行った。

<課題>

・指導体制の中に日本語指導や母語による学習支援等は定着しているが、対象となる児童生徒の母語の指導体制についても具体的な形で構築するよう、各市町に指導していく必要がある。

(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

<成果>

・大学教授による講演や県からの説明により、「特別の教育課程」や「個別の指導計画」についての理解を深め、各校における「特別の教育課程」による日本語指導の適切な実施に向けての方向性を示すことができた。

<課題>

・多数の外国人児童生徒が在籍している学校では、担当教員が不足していることや授業時数が多いことから、全ての児童生徒に「特別の教育課程」を実施することができていない現状がある。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

<成果>

・対象児童生徒の在籍が少なく、支援員対応が難しい市町(2市1町)に一定期間派遣を行うことで、当該児童生徒や保護者の不安を取り除き、安心して学校生活を送れるよう対応ができた。

<課題>

・多言語化が進んでいる市町も増えてきており、対応できる支援員の確保が課題である。

(10) ICTを活用した教育・支援

<成果>

・自動翻訳機を活用してコミュニケーションを図ることで、児童生徒が安心して学校生活を送れるような支援が行えた。

<課題>

・自動翻訳機の活用においては、日常会話の対応はある程度できるが、学習言語への対応は難しいため、今後は一人一台タブレット等を活用した個に応じた学習支援等、より効果的な支援の在り方を探っていく必要がある。

(12) 成果の普及

<成果>

・連絡協議会では、県教育委員会の外国人児童生徒教育担当指導主事より、本県の帰国・外国人児童生徒等の現状と課題、県内の帰国・外国人児童生徒教育の状況や取組等について説明を行うことで、現状や課題等について共有、周知することができた。

・本事業を活用している市町の担当者間で協議を行うことで、市町間の連携を促進することができた。継続して本事業の

成果を普及していることにより、平成26年度の本事業実施市は4市であったが、平成28年度からは6市に増加し、今年度は8市町で実施した。

・教員を目指す大学生等に対して県に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の現状や課題と取組を周知し、DLAの活用や「特別の教育課程」について説明することができた。

<課題>

・DLAについての周知や研修を進めているが、実施している学校がまだ少ない現状がある。来年度も引き続き、研修の場を設定する必要がある。

(13)その他

<成果>

・県内全小中学生が活用する「キャリアパスポート」のスペイン語版、タガログ語版を新たに作成し配布することで、必要とする児童生徒が在籍する多くの学校で活用することができた。

<課題>

・県内でも言語の多様化が進んでいるが、すべての言語に対応することが難しいので、他の機関と連携する等の工夫が必要である。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	61%	50%	100%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	82%	72%	60%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

○連絡協議会の実施

・高校進学を希望する児童生徒をどのようにサポートしていくか、日本語指導とともに基礎的な学力の向上を図る必要がある。そのためには、小中学校が連携を図っていく必要がある。

○日本語能力測定方法の活用

・各校で実施した測定方法の成果と課題を共有し、実施率の向上に向けて協議会を重ねていく。また、測定し日本語能力の見取りから適切な指導につなげる研修を計画する。

○「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・担当者のみでなく、全校体制で「特別の教育課程」による日本語指導の実施を図ることを周知していく。

○成果の普及

・本事業実施市町や国際協会と連携を図りながら、日本語指導担当教員だけでなく、その他の教員や支援員などへ研修の対象者を拡大していく。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。